

令和元年度 埼玉県DV防止基本計画における施策の実施状況

施策の方向	実施した主な施策
I 暴力を許さない社会づくりの推進	
1 県民への意識啓発と地域における理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・県及び県警ホームページによる情報提供 ・防犯講習会等を活用した広報・啓発活動 ・DV防止フォーラムの開催(129名) ・DV防止フォーラム関連取組(パープルリボンプロジェクト、DV防止関連展示) ・「DV防止出前講座」実施(4回) ・DV相談窓口用リーフレットの作成 ・外国語併記啓発リーフレット「DVのない社会に」の配布 ・「女性に対する暴力をなくす運動」の啓発活動(警察署・市町村・民間団体等) ・市町村、企業、各種団体等への啓発講師の派遣(157回)
2 暴力防止に向けた学校教育等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・教員を対象とした「人権感覚育成指導者研修会」の実施(3回) ・全公立小・中・高等学校で各校年1回以上の非行防止教室の実施 ・全公立小・中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校における「性に関する指導」の実施 ・「性に関する指導」授業研究会(3回)、「性に関する指導」指導者研修会(1回)の実施 ・保育士等質向上研修(8回) ・公立学校の管理職、担当者を対象とした人権教育研修会の実施(8回) ・私立学校教職員人権教育研修会実施(11回)
3 若年者に対する予防啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・デートDV防止講座(高校4校、大学等1校)及びデートDV防止出前講座(13回)の実施 ・デートDV防止リーフレットの作成・配布(中学・高校生向け75,000部、カード型60,000部) ・「デートDV防止啓発ハンドブック」の活用及び指導助言の実施 ・教職員を対象としたDV防止学校教育関係者研修会の開催
4 子どもに及ぼす影響に関する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの心のケア研修会の開催(251名) ・児童虐待防止サポーター研修会の開催(1807名) ・人権教育研修会において児童相談所職員による講演、児童虐待対応マニュアルを使った情報提供の実施
II 被害者の安全確保と支援体制の充実	
1 早期発見のための取組強化	<ul style="list-style-type: none"> ・医療関係者向けリーフレット改訂版の配布 ・生活保護新任ケースワーカー等対象研修の実施(DV被害者対応) ・高齢者虐待対応専門員養成研修及び高齢者虐待対応専門員フォローアップ研修の実施(421名) ・介護支援専門員研修の実施(1637名) ・保健師や精神保健福祉指導職員などによる相談を通じたDVの早期発見、研修への参加 ・新任民生委員・児童委員研修の実施(6回) ・人権擁護委員研修会への講師派遣(1回)
2 警察における被害防止活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・警察安全相談窓口等ででのDV相談(5164件) ・DV防止法に基づく援助(1223件) ・事件検挙(615件) ・再被害防止措置の実施及び実施状況を踏まえた指導の推進 ・警察安全相談員研修、警察学校等における集合研修、幹部講習における研修の実施
3 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DV県相談窓口での相談を実施(婦人相談センター、With You さいたま、県福祉事務所女性相談員2029件) ・インターネット相談の実施(118件) ・男性臨床心理士による電話相談の実施(月1回 87件) ・大規模災害時におけるDV相談窓口の設置計画 ・県福祉事務所に女性相談員(計19名を設置) ・相談者の状況に応じた相談対応の実施 ・市町村相談事例への対応研修(10市) ・配偶者暴力相談支援センター連絡会議の開催(2回) ・配偶者暴力相談支援センター設置の働きかけ ・DV被害者支援担当者研修等の実施(8回) ・民間団体も含めたDV被害者支援担当者研修の実施(3回) ・デートDV防止講座及び「デートDV防止啓発ハンドブック」を活用した相談に対する具体的な指導助言
4 保護体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・一時保護施設による保護の実施(75件) ・関係機関等を対象とした研修会等の実施(7回) ・同伴児童の面接の実施(75回) ・DV被害者等の緊急一時保護の実施(35件) ・母子緊急一時保護事業の実施(3件) ・民間シェルター等への一時保護委託の実施(19件) ・被害直後における被害者等への一時避難場所確保に係る費用負担制度の実施(73件) ・公益社団法人埼玉犯罪被害者援助センターと協働したホテル等宿泊施設での保護(4件) ・他の都道府県との連携による母子生活支援施設への入所(10件)
5 外国人、障害者、高齢者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・通訳ボランティアを介しての外国人被害者の相談(実績なし) ・外国人総合相談センター埼玉での多言語(10言語及びやさしい日本語)による相談【生活相談、出入国・国籍、労働問題、福祉相談、法律問題の専門相談】、情報提供を実施 ・音声読み上げ機能を活用した相談情報の提供 ・手話通訳・要約筆記の派遣体制、聴覚障害者の日常生活の悩みなどの相談窓口を設置 ・権利擁護センターにおいて障害者からの相談を担当する相談員の確保(障害者110番相談件数769件) ・精神保健福祉センター及び保健所での精神保健相談等に含まれるDVの発見、適切な支援の実施 ・市町村等関係機関との会議や研修会において、障害者(障害を持つDV被害者を含む)の円滑な保護についての情報共有及び協力要請 ・介護施設等職員に対する高齢者虐待防止研修(3回、785名) ・介護支援専門員研修の実施(1637名) ・【再掲】高齢者虐待対応専門員養成研修及び高齢者虐待対応専門員フォローアップ研修の実施(421名)
6 関係機関の支援ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・DV対策関係機関連携会議の開催(2回) ・県福祉事務所単位の事例検討会の実施(3回(4事務所))
7 被害者に関する個人情報の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳事務初級者研修の実施(4回)及び市町村の住民基本台帳事務担当者を対象とした会議等(6回)における周知 ・市町村DV対策担当課長会議や市町村情報交換会において個人情報の適切な管理について周知・情報提供
8 職務関係者の配慮と資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者支援担当者研修等の実施(8回) ・女性相談員専門研修(事例検討会議を含む)の実施(3回) ・虐待予防強化事業に関する研修会、障害者虐待防止・権利擁護研修、私立学校教職員人権教育研修会等における二次的被害防止に向けた啓発及び情報提供 ・職務関係者研修への講師派遣 ・全警察署(39署)で実施 ・県福祉事務所単位の事例検討会の実施(3回(4事務所)) ・DV相談ハンドブックの活用

Ⅲ 安心して生活再建するための自立支援の充実

1 住宅の確保に関する支援	<ul style="list-style-type: none">・県営住宅の期限付入居制度による一時的な居住の提供 ・県営住宅優先入居制度(抽選倍率の優遇)による入居・宅建業者法定研修会において、社会的弱者(DV被害者を含む)の住宅確保についての協力要請(17回)・居宅の確保に困難を抱える生活保護受給者に対し、民間アパート等への入居支援・あんしん賃貸住まいサポート店における住宅確保要配慮者の契約・生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金の支給
2 心の回復に関する支援	<ul style="list-style-type: none">・一時保護施設における継続的な心のケア実施体制の整備(精神科医による相談)・外部講師による相談員研修の実施 ・男女共同参画推進センターにおいて専門相談(カウンセリング)を実施(月2回)・グループ相談会「はぐたまカフェ」の開催(2回) ・心のケア電話相談の実施 ・心理教育プログラムの実施(2回)・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託(79名)
3 就業に関する支援	<ul style="list-style-type: none">・ハローワーク、母子・父子福祉センター及び女性キャリアセンター等についての情報提供 ・養育費専門相談員等研修の実施・女性キャリアセンターとの連携による一時保護施設入所者に対する就職支援セミナー・個別相談(キャリアカウンセリング)の実施(10回)・ひとり親家庭等応援講座(求職者向け委託訓練)の実施(受講者31人)・女性キャリアセンター及びハローワーク浦和・就業支援サテライト、母子・父子福祉センターにおける就業支援・特別の支援を要する家庭の子どもに対する保育所入所の優先的取扱い・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託(79名)
4 経済的な支援	<ul style="list-style-type: none">・一時保護入所者等に係る生活保護の取扱いを明記したマニュアルに基づき周知を図るとともに、助言指導を実施・児童手当・児童扶養手当に関する広報及び市町村指導監査(31市町村)の実施・DV被害者に対する結核児童療育給付、小児慢性特定疾病医療費助成制度の被害者世帯認定等の弾力的な運用・未熟児養育医療給付、自立支援医療費(育成医療)について、被害者に対する適切な配慮について市町村に助言・乳幼児医療費及びひとり親家庭等医療費支給制度について、市町村担当者を対象とした説明会の開催(3会場)・DV被害者に係る国民健康保険の取扱いについて、国民健康保険事務新任者を対象とした研修会にて講義・高齢者虐待に係る介護保険の取扱いについて市町村職員を対象とした高齢者虐待防止研修会などにおいて説明
5 法的手続に関する支援	<ul style="list-style-type: none">・日本司法支援センター(法テラス)や弁護士会と連携し、保護命令の申立や離婚に対する助言・情報提供・一時保護施設入所者への法律相談の実施(8件)
6 地域における支援協力者への支援	<ul style="list-style-type: none">・民間支援団体等による「DV防止出前講座」への講師派遣(3回) ・民生委員・児童委員研修におけるDVに関する研修の実施
7 継続した支援	<ul style="list-style-type: none">・一時保護施設退所者への相談・支援(55件)・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託(79名)

Ⅳ 子どもの安全確保と健やかな成長への支援

1 早期発見と安全確保	<ul style="list-style-type: none">・全児童相談所で管内市町村要保護児童対策地域協議会に参画、連携 ・子どもスマイルネット電話相談(3288件)・児童虐待防止サポーター研修会の開催(1807名)・スクールカウンセラー(県内1084校など)及びスクールソーシャルワーカー(59市町村など)の配置及び市町村が行う相談員配置事業の助成による教育相談体制の整備・人権教育研修会において児童相談所職員による講演、児童虐待対応マニュアルを使った情報提供の実施(再掲)・婦人相談センターと児童相談所等関係機関との協力体制の強化 ・母子ともに保護できる一時保護委託先の確保・児童相談所の一時保護所及び乳児院等への一時保護委託での一時保護の実施
2 心身の健やかな発達への支援	<ul style="list-style-type: none">・心のケア電話相談の実施 ・心理教育プログラムの実施(2回)・各児童相談所・支所に児童心理司を、中央児相・越谷児相に児童精神科医を配置し治療を実施・児童養護施設(20施設中20施設)、乳児院(6施設中5施設)・母子生活支援施設(2施設中2施設)への心理士(常勤)の配置・保健所で子どもの心に関する専門相談を開設し、子どもやその家族への支援体制を整備・保健所で関係機関との連絡会議の場を整備し、関係者間の情報の共有やネットワーク化を推進・一時保護施設において同伴児童へのメンタルケアを実施・子育てに困難を抱えている場合には、退所時に本人の了解を得て関係機関への情報提供を実施
3 保育・就学・学習支援	<ul style="list-style-type: none">・特別の支援を要する家庭の子どもに対する保育所入所の優先的取扱い ・私立学校教職員人権教育研修会で適切な情報管理を要請・公立学校の管理職、人権担当者を対象とした研修会で虐待の早期発見・対応、被害児童生徒に関する適切な情報管理、就学について情報提供・DV被害者に対し子どもの就学についての情報提供 ・一時保護中の児童が属する学校からの相談に対する助言・一時保護施設における保育及び学習指導(保育児童数延べ885人、学習参加児童数延べ589人)

Ⅴ 民間団体との連携・協働の推進

1 民間団体との連携・協働の推進	<ul style="list-style-type: none">・DV対策関係機関連携会議に民間支援団体2団体が参加 ・民間団体のスタッフを研修会や講座の講師として招へい・被害者支援事業の一部を民間団体に委託(5団体) ・DV被害者にかかわる情報を適切に管理
2 民間団体の育成・支援	<ul style="list-style-type: none">・民間団体の活動支援のための補助金交付(6団体) ・民間団体交流会の開催(1回) ・民間団体への情報提供(21回)・広報活動の協力、研修機会の提供 ・DV防止出前講座(3回) ・民間シェルター等への一時保護委託(19件)・DV被害者に対する相談、情報提供、同行支援、心のケアを含めた継続的な支援を民間団体に委託(79名)

Ⅵ 施策の推進に必要な調査・研究

1 調査・研究の実施	<ul style="list-style-type: none">・県全体の外国人相談・情報提供業務を行っている相談員等を対象とした情報交換・DV被害者及び同伴児童の心理についての精神健康調査や面接の実施 ・加害者対策研究会の開催(1回)
------------	---